

せり売りに係るインターネット公有財産売却の実施に関する公告

インターネット公有財産売却について、次のとおりせり売りを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び東大和市契約事務規則（昭和51年規則第3号）第7条の規定により公告する。

令和5年1月13日

東大和市長 尾崎 保夫

1	売却物件の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>売却区分番号</th> <th>財産名称</th> <th>初年度登録</th> <th>総排気量</th> <th>走行距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HYKZ2201</td> <td>消防車</td> <td>平成16年</td> <td>4.77 L</td> <td>5,141 km</td> </tr> <tr> <td>HYKZ2202</td> <td>消防車</td> <td>平成17年</td> <td>4.77 L</td> <td>6,731 km</td> </tr> <tr> <td>HYKZ2203</td> <td>図書館車</td> <td>平成元年</td> <td>3.56 L</td> <td>17,299 km</td> </tr> </tbody> </table>	売却区分番号	財産名称	初年度登録	総排気量	走行距離	HYKZ2201	消防車	平成16年	4.77 L	5,141 km	HYKZ2202	消防車	平成17年	4.77 L	6,731 km	HYKZ2203	図書館車	平成元年	3.56 L	17,299 km
		売却区分番号	財産名称	初年度登録	総排気量	走行距離																
		HYKZ2201	消防車	平成16年	4.77 L	5,141 km																
		HYKZ2202	消防車	平成17年	4.77 L	6,731 km																
		HYKZ2203	図書館車	平成元年	3.56 L	17,299 km																
「走行距離」は令和4年12月末日の数値とする。																						
2	予定価格及び入札保証金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>売却区分番号</th> <th>財産名称</th> <th>予定価格</th> <th>入札保証金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HYKZ2201</td> <td>消防車</td> <td>150,000 円</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>HYKZ2202</td> <td>消防車</td> <td>150,000 円</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>HYKZ2203</td> <td>図書館車</td> <td>80,000 円</td> <td>8,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	売却区分番号	財産名称	予定価格	入札保証金	HYKZ2201	消防車	150,000 円	15,000 円	HYKZ2202	消防車	150,000 円	15,000 円	HYKZ2203	図書館車	80,000 円	8,000 円				
		売却区分番号	財産名称	予定価格	入札保証金																	
		HYKZ2201	消防車	150,000 円	15,000 円																	
		HYKZ2202	消防車	150,000 円	15,000 円																	
		HYKZ2203	図書館車	80,000 円	8,000 円																	
「予定価格」とは、あらかじめ市が定めた最低売却価格（消費税相当額及びリサイクル料金を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。																						
3	参加資格要件	以下のいずれかに該当する場合は、公有財産売却へ参加することができないものとする。																				
		(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者																				
		(2) 東大和市暴力団排除条例（平成24年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2項に規定する暴力団員もしくは同条第3号に規定する暴力団関係者またはこれらの利益となる活動を行っている者																				
(3) 日本語を理解できない者																						
(4) 東大和市（以下「市」という。）が定める本ガイドラインおよびK S I 官公庁オークションに関連する規定・ガイドラインの内容を承諾せ																						

		<p>ず、遵守できない者</p> <p>(5) 公有財産の買受について、一定の資格その他の条件を必要とする場合 で、これらの資格などを有していない者</p> <p>(6) 当該公有財産に関する事務に従事する市の職員</p> <p>(7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者</p> <p>(8) 18歳未満の者</p>
4	参加申込みについて	<p>入札に参加を希望する者は、次の手続を行うこと。</p> <p>(1) 仮申込み</p> <p>ア 手続</p> <p>KSI 官公庁オークションの売却物件詳細画面より、住民登録のされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）の公有財産売却の参加者情報を登録し、公有財産売却の参加仮申込みを行うこと。</p> <p>イ 期間</p> <p>令和5年1月18日（水）午後1時から令和5年2月6日（月）午後2時まで</p> <p>(2) 参加申込み（本申込み）</p> <p>ア 手続</p> <p>(1) 仮申込みの手続のうえで、市のホームページより「公有財産売却参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」という。）」、「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、「6 提出書類」を添付のうえ提出すること。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）</p> <p>また、市が売却区分ごとに指定する方法により入札保証金を納付すること。</p> <p>イ 締切</p> <p>令和5年2月16日（木）午後5時まで</p> <p>※複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票抄本（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）及び印鑑登録証明書は1通のみ提出してください。</p>
5	入札保証金	<p>(1) 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金を市が指定する方法及び納付場所により納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続はKSI官公庁オークションの売却システム上で行うものとする。</p> <p>(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。</p> <p>(4) 令和5年2月16日（木）午後5時までに市が入札保証金の納付手続を確認できない場合は入札に参加できないものとする。</p> <p>(5) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。</p>

		<p>(6) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に還付する。</p> <p>(7) 落札者は市が定める契約締結期限までに契約を締結しない等の場合はその落札を無効とし入札保証金は市に帰属する。</p>
6	提出書類	<p>(1) 申込書</p> <p>(2) 誓約書</p> <p>(3) 住民票（発行後3か月以内のもの）抄本</p> <p>(4) 商業登記簿謄本（法人で申し込む場合・発行後3か月以内のもの）</p> <p>(5) 印鑑登録証明書（印鑑証明書）（発行後3か月以内のもの）</p> <p>書式は市ホームページよりダウンロードが可能。</p>
7	質問の方法	<p>(1) 方法 電話または電子メールにて受け付ける。</p> <p>(2) 期間 令和5年1月18日（水）午後1時から令和5年2月2日（木）午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）</p> <p>(3) 時間 (2)期間のうち、午前8時30分から午後5時15分まで</p>
8	回答の方法	電話または電子メールにて行う。
9	入札の方法等	<p>(1) 方法 KSI官公庁オークションの売却システム上で入札価格（消費税相当額及びリサイクル料金を含む。）を登録する。 入札形式はせり売り形式によるものとし、入札は入札期間中であれば何回でも可能とする。 一度行った入札は、入札参加者の都合による取り消しや変更はできないものとする。</p> <p>(2) 場所 KSI官公庁オークションの売却システム上</p> <p>(3) 期間 令和5年2月20日（月）午後1時から令和5年2月23日（木）午後11時まで</p>
10	入札の無効	入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札、東大和市インターネット公有財産売却ガイドライン並びにその他入札に関する法令等に違反した入札は無効とする。
11	開札日時 開札場所	<p>日時：令和5年2月24日（金）午前9時</p> <p>場所：KSI官公庁オークションの売却システム上</p>
12	落札者の決定	<p>(1) 落札者の決定 入札期間終了後、市は開札を行い、売却区分ごとに、KSI官公庁オークションの売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定す</p>

		<p>る。</p> <p>(2) KSI官公庁オークションの売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定する</p> <p>(3) 落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号（KSI官公庁オークションの会員登録時に自動で発行される固有の番号）を落札者の氏名（名称）とみなす。</p>
13	契約に関する事項	<p>(1) 契約の締結期限 落札者は契約を締結しなければならない。 落札者は、売買契約書を令和5年3月6日（月）午後5時までに提出するものとする。</p> <p>(2) 契約書の作成の要否 必要</p>
14	契約保証金	<p>落札者は本契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。 契約保証金は、入札保証金と同額とし、契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。</p>
15	売却代金の納付	<p>(1) 売却代金の額は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。</p> <p>(2) 納付方法 落札者は、納付期限までに売却代金の残金を、一括で市の発行する納入通知書、または銀行振込により納付しなければならない。 また、納入通知書による納付の場合は、市が納付したことを確認するため、納付期限までに市に対して領収書の写しを提出しなければならない。 なお、納付にかかる諸費用の一切は落札者の負担とする。</p> <p>(3) 納付期限 令和5年3月13日（月）午後5時</p>
16	物件の引渡し	<p>(1) 物件の引渡しは次の期間及び場所にて現状で引渡すものとする。</p> <p>(2) 物件の引き渡しの手続及び諸費用は、落札者が負担する。</p> <p>(3) 落札者は、引渡期間を過ぎて売却物件の引渡しを受けない場合は「保管依頼書」を提出しなければならない。</p> <p>(4) 引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等について、市は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(5) 引渡し時には、市有財産受領書を提出すること。</p> <p>(6) 引渡期間 売却代金納付後～令和5年3月24日（金） 午前9時～午後5時（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）</p> <p>(7) 引渡場所</p>

		東大和市役所 庁用車駐車場内
17	所有権の移転及び名義変更	<p>(1) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金を納付したときに移転する。</p> <p>(2) 所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。</p> <p>(3) 落札された自動車は、一時抹消登録となっているため、引渡し後に落札者において登録手続及び名義変更等を行い、速やかに手続の完了をしたことが確認できる書類を市に提出すること。</p> <p>(4) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は落札者本人とする。</p> <p>(5) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。</p>
18	下見会	<p>売却物件の下見を希望する者は、下見会の前日（市役所開庁日に限る）までに下記連絡先へ電話または電子メールにより予約すること。</p> <p>(1) 場所 東大和市役所 庁用自動車駐車場内</p> <p>(2) 日時 令和5年2月1日（水）から令和5年2月3日（金）まで 午前9時から午後5時まで</p> <p>※下見会で売却物件を確認しなくても参加申込みはできるが、売却物件に関するすべての事項を了承しているものとみなす。</p>
19	書類の提出、問合せ等連絡先	<p>東大和市 総務部 総務管財課 用地管財係</p> <p>〒207-8585</p> <p>東京都東大和中央3-930</p> <p>電話042（563）2111 内線1341</p> <p>メールアドレス kanzai@city.higashiyamato.lg.jp</p>
20	その他	<p>(1) この公告に記載するもののほか、必要な事項については、東大和市契約事務規則、東大和市インターネット公有財産売却試行実施要綱、東大和市インターネット公有財産売却ガイドラインに基づくものとする。</p> <p>(2) 市は、売却物件の契約不適合責任を負わない。</p> <p>(3) 公告の内容と現況が異なる場合は現況を優先する。</p> <p>(4) 売却物件の所有権は、落札者が売却代金を納付したときに移転する。</p> <p>(5) 落札後、契約を締結した時点で、売却物件に係る危険負担は落札者に移転する。</p> <p>(6) 市に提出した申込書類等は一切返却しない。</p>